

2019年9月2日

健保担当責任者 殿
被 保 険 者 各 位

パナソニック健康保険組合

令和元年8月の前線に伴う大雨により被災した
被保険者等に係る一部負担金及び健康保険料等の取り扱いについて

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
令和元年8月の前線に伴う大雨により、内閣府は下記の地域に対して災害救助法の適用を決定しました。

当該地域に在住する世帯の当健保被保険者等に係る一部負担金及び、被災事業所における健康保険料等の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

記

【適用地域】

【別紙1】をご参照ください

【措置内容】

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の徴収猶予及び減免
- ② 保険料の納付期限の延長及び納付猶予
- ③ 被災により被保険者証を紛失した場合の再交付

【上記①の対象となる被災】

災害救助法の適用を受けた地域における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災を受けた状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態
- ・被保険者の行方が不明である状態

【お問い合わせ先】

パナソニック健康保険組合 保険業務部
事業統括課 山中・河野
TEL 0120-878-863 (フリーダイヤル)

以上

災害救助法 適用地域		※2019年8月28日時点
佐賀県	佐賀市（さがし） 唐津市（からつし） 鳥栖市（とすし） 多久市（たくし） 伊万里市（いまりし） 武雄市（たけおし） 鹿嶋市（かしまし） 小城市（おぎし） 嬉野市（うれしのし） 神埼市（かんざきし） 神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう） 三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう） 三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう） 三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう） 東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう） 西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう） 杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう） 杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち） 杵島郡白石町（きしまぐんしろいしちょう） 藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）	

最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html